

行政視察報告書

令和6年2月28日

長浜市議会議長 様

長浜市議会議員 伊藤喜久雄

私が出席した次の行政視察の結果について報告します。

記

1. 視察等名 行政視察

2. 視察期間 令和6年2月20日（火）～ 2月21日（水）

3. 視察場所及び目的

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ①内閣府・消防庁
（東京霞が関） | 地方自治体における防災・減災の取組みについて意見交換 |
| ②仙台市一番町スタジオ | 「勉強カフェ」の運営について意見交換 |
| ③福島県双葉町 | 復興の取組みと課題などについて意見交換 |

4. 調査内容感想等

・視察の目的

- ① 「能登半島地震」をふまえた国の市町村への防災・減災対策の制度や避難所運営についての内閣府と消防庁から助言を得ることを目的に視察を行った。
- ② 大人が思い切り勉強できる場所を提供されている「勉強カフェ」の運営のキッカケと運営内容を把握することを目的に視察を行った。
- ③ 東日本大震災の被災地である福島県双葉町の今日までの復興の取組みと課題などを把握するため視察を行った。

・視察の内容

■内閣府・消防庁

①防災基本計画は、災害種別ごと、予防・応急対策・復旧復興といった段階ごとにおける施策の基本的な事項を国・地方公共団体・指定公共機関といった様々な主体の役割を明らかにしながら定めているもので、地方公共団体は具体的な対策を記述（各主体の役割を明確化）されなければならない。

②市町村が行うべき災害応急対策

・全庁的な災害対応体制を確立し、災害のフェーズに応じた的確な判断・指示を行う必要がある。（自らが参加した全庁的な防災訓練の実施・庁舎の耐震化、防災情報システムの整備などを行い、災害時に備え万全を期する必要がある。）

・災害時の対応として、発災時には①情報の収集・分析、②救助・救急活動が、被災者支援では①避難所運営、生活環境の整備、②住まい確保が求められる。一方、平時からの備えでは、①防災情報システムの整備、②受援体制の整備、③避難所の指定・確保、④応援職員の受入体制の整備が必要である。

③「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定制度

・従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなったことから、災害対策基本法の改正により市町村長による「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定制度が開始された。

④ 個別避難計画

・高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画で、令和３年の改正において災害対策基本法に位置付け。

⑤ 指定避難所の防災機能の強化や、耐震改修を進める必要があるとされた指定避難所の耐震化

・地方財政措置（地方債（充当率・交付税措置）、特別交付税措置）が令和

7年度までの時限措置。

充当率 100%、交付税算入率 70%

■勉強カフェ

- ・カフェでもなく、図書館でもなく、ただの自習室でもない勉強場所で、今までありそうでなかった大人のための勉強場所として開設。
- ・利用方法は、「会員になって使う」(フルタイム 14,850 円/月) か「ビジター」(1 時間 ; 500 円、1 日最大 : 2,750 円) のいずれか。ライフスタイルに合わせて「11 のプラン」から選べる仕組み。
- ・利用時間は、平日は 10 時～23 時、土曜日は 10 時～21 時、日曜日は 10 時～20 時、定休日は月 2 回と年末年始

■福島県双葉町

- ・双葉町の基礎情報 人口 7,140 人 世帯数 2,611 世帯 面積 51.42 km²
(平成 23 年 3 月 11 日現在)

- ・初災時の時系列

3/11	14 時 46 分	震度 6 強
	15 時 30 分頃	津波により約 3 km ² 浸水
	19 時 03 分	原子力緊急事態宣言発令
	21 時 23 分	第 1 原発から半径 3 キロ圏内の避難および 10 キロの屋内避難
3/12	5 時 44 分	半径 10 キロ圏内の住民に避難指示
	7 時 30 分	町災害対策本部で全町避難を決定
	14 時 00 分	双葉町役場を閉鎖
	15 時 36 分	第 1 原発 1 号機原子炉建屋爆発

- ・被害状況

人的被害 : 死者 178 人 双葉町内全域が避難指示区域となり、全町民が避難生活を余儀なくされる

- ① 世界にも例のない「複合災害」

最大 16.5m の巨大津波、未だ避難指示解除の見通しが立っていない区域は町面積の約 85% にも上り、その中には県内中の汚染土壌を受け入れる中間貯蔵施設も含まれる。

- ② 令和 2 年 3 月 4 日に初めてとなる避難指示解除を実現（町面積の 4 %）
- ③ 町面積の約 95 %が帰還困難区域となっていたが、双葉駅を中心とする特定復興再生拠点区域は約 11 %。令和 4 年 8 月 30 日に避難指示解除・居住開始を実施。
- ④ 復興のスタートに向け、令和 4 年 6 月、双葉町復興まちづくり計画（第 3 次）を策定。

令和 4 年 8 月 30 日、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により、震災から約 11 年 5 か月ぶりに町内での居住が可能となる

- ⑤ 復興の取組み（主なもの）

- ・ 地元農業者が中心となって、除染後の農地の保全管理の実施→野菜の試験作付け
- ・ 27 社の企業立地
- ・ 貸事務所や飲食店舗を備える「産業交流センター」を整備
- ・ 双葉駅を中心に「自家用車に依存しない公共交通による移動が便利で、かつ楽しいまちづくり」をめざす

- ⑥ 中間貯蔵施設は福島県内で発生した除去土壌等を、県外最終処分するまでの間、長期俵管を行う施設であり、双葉町と大熊町において苦渋の決断として設置を受け入れる

・ 行政視察の結果を本市にどのように反映させるか

防災・減災対策の喫緊の課題の一つとして実効性のある「受援計画」の見直しや、避難所でのトイレやキッチン、ベッドなどの衛生環境整備は、ポストコロナ、新型コロナ時代を迎え 48 時間以内に行わなければならない、避難所運営訓練の必要性を感じました。

双葉町での発災直後の避難では、様々な情報が錯綜する中で現実的な避難に多くの障害が発生し、マニュアルどおりの避難の困難性を感じました。

今回の研修を終え、地域の自主防災組織や関係団体の存在や役割の重要性ならびに、市民一人ひとりの防災意識の醸成が必要不可欠であり、そのための取組みを痛感いたしました。